

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市法定外公共物管理条例（平成15年4月1日条例252号）第2条第2号の規定による法定外公共物における第4条第1項に規定する土地の占用の許可に係る審査基準（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

静岡市法定外公共物管理条例第4条第1項

3 制定の趣旨

静岡市法定外公共物管理条例第2条第2号に規定する法定外公共物（以下「法定外公共物（河川）」という。）は、流水及び水面の正常な機能を維持し洪水等による災害の発生を防止することや、整備・保全が適切にされることで公共の福祉に寄与することを目的としています。法定外公共物（河川）の管理は、その本来の目的が達成されるよう適正に行なわれる必要があるため、法定外公共物（河川）の目的に支障を及ぼすおそれがある使用方法については、その使用を禁止又は制限し、個別に支障の有無を判断した上で、許可を与えて使用させることとしています。さらに、特定の人が、一般には許されない特別の使用を行うことができる権利を許可により設定し、法定外公共物（河川）を使用する場合があります、土地の占有がこれに該当します。

土地の占有は、法定外公共物（河川）の土地を排他的・独占的に使用することになるため、原則として、住民の生活又は事業のために法定外公共物（河川）の土地を使用することが必要やむを得ないと認められる場合に限り、許可することができると解されません。

一方で、河川法が適用される河川では、河川空間を活用したまちづくり、地域づくりを推進する動きが全国各地で生じていること等を背景に、快適で賑わいのある水辺空間を創出する観点から、民間の資金を活用し、河川敷地の多様な利用のより一層の推進を図る方針が示されており、河川管理者が指定する区域に限っては、民間事業者等が飲食店やオープンカフェ、広告板などの営業活動に使用するために、土地の占有を許可できるものとしています。

このような公共用物に求められる社会的な事情を勘案し、法定外公共物（河川）では、その本来の目的に支障を及ぼさない範囲において、地域社会のニーズへの対応としてその必要性が広く認められる場合には、営業活動に使用する土地の占有を許可するものとします。

今回定めようとする審査基準は、営業活動に使用する土地の占有の許可をするかどうかを判断するための基準を規定するものです。

4 規則等の案の内容

別紙による

5 規則等を施行する時期（予定）

令和6年10月1日